

主催：リタネッツ事業協同組合

“ピンポイントセミナー”

まだやってません！

何をすればいい？

めんどろそう…

ストレスチェック制度のはじめ方

- 平成27年12月、労働安全衛生法の改正により、常時50人以上の従業員がいる事業所を対象に、年に1回、ストレスチェックを実施及び労働基準監督署への報告が義務化されました。
- 法改正により、今年の11月30日までに第1回目のストレスチェックの実施が求められます。
- このセミナーでは、「義務化はわかっているけど、実はまだやってない」「何をどう始めたらよいかわからない」「人手不足でストレスチェックに手が回らない」など様々な理由で、実施がまだの事業所の経営者・ご担当者を対象に開催します。

**参加費
無料**

プログラム

- i ストレスチェックの概要・目的
- ii 会社は、いつ何をしたらいいのか
ストレスチェック制度導入の準備
→誰が何を決めるのか
ストレスチェックの実施
→誰にどうやって受けさせるのか
- iii ストレスチェックの結果をどう見るか、
どう活用するのか
→高ストレス者が出たらどうするか
→組織の状態をどう理解するか
- iv おわりに
ストレスチェック制度を活用すると、
会社の生産性・業績は上がる！

開催日時

11月16日(水)	13:30	受付開始
	14:00	開始
12月7日(水)	16:00	終了

*同じ内容で2回開催します。

場所

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-135
アライ吉敷1丁目ビル9F セミナールーム
(最寄り駅：大宮駅・さいたま新都心駅)

講師

株式会社自主管理経営
社会保険労務士法人CWM総研
ストレスチェックコンサルタント
吉川ゆみ

申込・問い合わせ

FAX送信先:
048-658-8883

リタネッツ事業協同組合 事務局
TEL:048-658-8881

企業名	役職	氏名	参加日に○印
			11/16
所在地	TEL	FAX	12/7